

## 鳥獣保護区の指定状況について

指定区分	国指定		都道府県指定	
	箇所数	面積[ha]	箇所数	面積[ha]
①森林鳥獣生息地の保護区 〔 森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定する保護区 〕			1,961	1774101
②大規模生息地の保護区 〔 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定する保護区 〕	10	217,159	31	447846
③集団渡来地の保護区 〔 集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について指定する保護区 〕	35	86,185	256	380210
④集団繁殖地の保護区 〔 集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する保護区 〕	19	12,464	41	35747
⑤希少鳥獣生息地の保護区 〔 希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する保護区 〕	21	270,172	65	43232
⑥生息地回廊の保護区 〔 生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する保護区 〕			32	28656
⑦身近な鳥獣生息地の保護区 〔 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する保護区 〕			1,328	356063
合計	85	585980	3714	3065854

(注)

・国指定鳥獣保護区の箇所数、面積は平成27年11月1日現在

・都道府県指定鳥獣保護区の箇所数、面積は平成26年12月31日現在

・国指定鳥獣保護区は全国的又は国際的な鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定することとしている。この観点から国指定鳥獣保護区は上記②～⑤の区分について指定されている。